

## 公共施設再開、会議及びイベント開催に係る基本的指針（7月10日以降）

### 1 公共施設等再開に当たっての留意点

※ 新しい生活様式の定着を推進するなか、3密（密集・密接・密閉）を避ける。

- (1) ソーシャルディスタンスの徹底
- (2) マスク着用の徹底、手洗いの徹底、消毒液の設置 等
- (3) 定期的に窓等を開け、換気を行う（1時間に2回以上）
- 〔(4) 施設に応じた検温の実施（検温器の準備ができ次第の実施）〕
- (5) 使用人数の制限、滞在時間の短縮
- (6) 必要に応じて施設利用者の「氏名」、「住所」、「連絡先」を記載  
\* 県外者の利用が見込まれる観光施設等
- (7) 開館時間の短縮

(1)から(7)までを基本原則に各公共施設については、規模、施設の性格などから個別に判断する。

### 2 市主催の会議

実施においては、上記1を基本原則とする。ただし、開催の必要性及び時期については、慎重に検討する。

### 3 市主催のイベント

実施においては、県の示した基準の範囲内であり、上記1を基本とした感染防止対策を徹底する。ただし、開催の必要性について検討するとともに、リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期するよう、慎重な対応をする。

※この基本的指針は、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いていることを前提としており、状況の変化に応じては内容を変更する場合があります。